

## 自動継続新型期日指定定期預金規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の通帳預入れは、一口100円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。
2. (自動継続)
  - (1) この預金は、証書（または、通帳）記載の最長預入期限に、前回と同一の新型期日指定定期預金に自動的に継続します。ただし、継続後の新元金が300万円以上となる場合は元金で継続し、利息は当行所定の方法により別途お預かりいたします。継続された預金についても同様とします。
  - (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
  - (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当行に申出てください。
3. (預金の支払時期等)
  - (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
    - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書（または、通帳）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当行にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
    - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
  - (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
  - (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。
4. (利息)
  - (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
    - ① 1年以上2年未満  
証書（または、通帳）記載の「2年未満」の利率
    - ② 2年以上  
証書（または、通帳）記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
  - (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
  - (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座

へ入金または元金に組入れます。ただし、元金組入れ後の新元金が300万円以上となる場合の利息は、元金に組入れることなく当行所定の方法により別途お預かりいたします。

- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第9条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって単利方法により計算し、この預金とともに支払います。

①	6か月未満	解約日における普通預金の利率
②	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (関係規定の適用)

この取扱いに定めのない事項については、当行の定期預金共通規定により取扱います。

以上